（法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二十六条の十一　法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十七条の表中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定）

第三十八条の二　法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十九条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十三条の五第一項第四号中「第二十一条の五の四第二項各号」を「第二十一条の五の四第三項各号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条関係）

一　IgA腎症
二　亜急性硬化性全脳炎
三　アジソン病
四　アミロイド症
五　アレルギー性肉芽腫性血管炎
六　ウェゲナー肉芽腫症
七　HTLV－一関連脊髄症
八　ADH不適合分泌症候群
九　黄色靭帯骨化症
十　潰瘍性大腸炎
十一　下垂体前葉機能低下症
十二　加齢性黄斑変性症
十三　肝外門脈閉塞症
十四　関節リウマチ
十五　肝内結石症
十六　偽性低アルドステロン症
十七　偽性副甲状腺機能低下症
十八　球脊髄性筋萎縮症
十九　急速進行性糸球体腎炎
二十　強皮症
二十一　ギラン・バレ症候群
二十二　筋萎縮性側索硬化症
二十三　クッシング病
二十四　グルココルチコイド抵抗症
二十五　クロウ・深瀬症候群
二十六　クローン病
二十七　劇症肝炎
二十八　結節性硬化症
二十九　結節性動脈周囲炎
三十　血栓性血小板減少性紫斑病
三十一　原発性アルドステロン症
三十二　原発性硬化性胆管炎
三十三　原発性高脂血症
三十四　原発性側索硬化症
三十五　原発性胆汁性肝硬変
三十六　原発性免疫不全症候群
三十七　硬化性萎縮性苔癬
三十八　好酸球性筋膜炎
三十九　後縦靭帯骨化症
四十　拘束型心筋症
四十一　広範脊柱管狭窄症
四十二　高プロラクチン血症
四十三　抗リン脂質抗体症候群
四十四　骨髄異形成症候群
四十五　骨髄線維症
四十六　ゴナドトロピン分泌過剰症
四十七　混合性結合組織病
四十八　再生不良性貧血
四十九　サルコイドーシス
五十　シェーグレン症候群
五十一　色素性乾皮症
五十二　自己免疫性肝炎
五十三　自己免疫性溶血性貧血
五十四　視神経症
五十五　若年性肺気腫
五十六　重症急性膵炎
五十七　重症筋無力症
五十八　神経性過食症
五十九　神経性食欲不振症
六十　神経線維腫症
六十一　進行性核上性麻痺
六十二　進行性骨化性線維形成異常症
六十三　進行性多巣性白質脳症
六十四　スティーヴンス・ジョンソン症候群
六十五　スモン
六十六　正常圧水頭症
六十七　成人スチル病
六十八　脊髄空洞症
六十九　脊髄小脳変性症
七十　脊髄性筋萎縮症
七十一　全身性エリテマトーデス